

福山・府中地域保健対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、福山・府中地域保健対策協議会（略称 福山・府中地对協）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、福山・府中二次保健医療圏内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・研究・協議し、必要な事業を実施推進することにより、福山・府中二次保健医療圏域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、福山・府中圏域内の次のものをもって構成する。

- (1) 広島県
- (2) 市町
- (3) 地区医師会
- (4) 医療機関
- (5) 地区歯科医師会
- (6) 地区薬剤師会
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 老人福祉施設連盟

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 圏域の保健・医療・福祉の推進に必要な調査・研究・協議及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進に関する事
- (2) 圏域の保健医療計画の推進に関する事
- (3) 圏域の健康増進計画の推進に関する事
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事

(役員を選任)

第6条 本会に、次のとおり役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 14名
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。

3 理事は、会務を処理する。

4 監事は、会務及び会計監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、その任満了後でも後任者が選出されるまでの間、その職務を行うものとする。

3 欠員による後任者の任満は、前任者の残任期間とする。

(選任の方法)

第9条 会長、副会長、監事は、理事の互選によりこれを選出する。

2 理事は、第4条の構成団体が協議し、構成団体から選出する。

(会議)

第10条 本会の会議は、理事会とし、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、原則として毎年1回開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

2 理事会は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

3 会長は、本会の事業の企画立案等円滑な運営を図るため、理事のうちから会長が指名する者をもって構成する運営委員会を設置する。

(経費)

第11条 本会の運営費は、補助金、市町村負担金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この規約は、平成10年3月4日から施行する。

2 最初に選出された役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

①附 則 (平成11年5月25日改正) [第6条(3), 第8条第2項]

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

②附 則 (平成13年5月10日改正) [第2条, 第4条の(7)]

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

③附 則 (平成14年5月10日改正) [第6条(3)]

この規約は、平成14年5月1日から施行する。

④附 則 (平成15年5月29日改正) [第6条(3)]

この規約は、平成15年2月3日から施行する。

⑤附 則 (平成16年6月8日改正) [第10条3]

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

⑥附 則 (平成17年5月26日改正) [第4条(3), (8), 第5条(3), 第6条(3), 第11条]

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

⑦附 則 (平成18年5月29日改正) [第6条(3)]

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

⑧附 則 (平成21年5月28日改正) [第2条, 第6条(3)]

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

⑨附 則 (平成24年5月31日改正) [第5条(3), (4), 第10条第3項, 第4項]

この規約は、平成24年4月1日から施行する